

『生活保護手帳 2022年度版』

－ 追 補 －

- ◆ 本書の発行後、2022年7月に下記の通知が発出され、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号）の一部改正（2022年7月から適用）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）の一部改正（2022年7月から適用）が行われました。

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（令和4年7月26日社援発0726第3号）
- 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について
（令和4年7月26日社援保発0726第1号）

- ◆ さらに、2023年3月には、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）の一部改正（2023年4月から適用（一部は2023年7月から適用））が行われました。また、あわせて下記の通知等が発出され、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）の一部改正（2023年4月から適用（一部は2023年6月から適用））、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号）の一部改正（2023年4月から適用）、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号）の一部改正（2023年4月から適用）が行われました。

- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（令和5年3月30日厚生労働省発社援0330第56号）
- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（令和5年3月31日社援発0331第24号）
- 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について
（令和5年3月31日社援保発0331第1号）

- ◆ 今般、上記の改正を踏まえ、追補を作成いたしました。『生活保護手帳 2023年度版』刊行までの補訂資料として、本書とあわせてご活用ください。

* 本資料において、改正該当箇所を示す際に、適宜次の略称を用いた。

告	示	=	生活保護法による保護の基準(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)		
次	官	通	知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号)
局	長	通	知	=	生活保護法による保護の実施要領について(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号)
課	長	通	知	=	生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号)

中央法規

(2023. 7)

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																														
159、 167、 175、 183、 191、 199頁	第1 保護の 基準等 「加算」の表 (障害者の 欄) 中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td rowspan="2">〇</td> <td>別表第1第2章の2の(3)</td> <td>別表第1第2章の2の(4)</td> <td colspan="2">別表第1第2章の2の(5)</td> </tr> <tr> <td>令和4年6月まで 14,880円</td> <td>令和4年6月まで 12,470円</td> <td>一般基準</td> <td>特別基準</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>令和4年7月から 14,850円</td> <td>令和4年7月から 12,450円</td> <td>70,360円</td> <td>105,500円</td> </tr> </table>	障害者	〇	別表第1第2章の2の(3)	別表第1第2章の2の(4)	別表第1第2章の2の(5)		令和4年6月まで 14,880円	令和4年6月まで 12,470円	一般基準	特別基準	〇	令和4年7月から 14,850円	令和4年7月から 12,450円	70,360円	105,500円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td rowspan="2">〇</td> <td>別表第1第2章の2の(3)</td> <td>別表第1第2章の2の(4)</td> <td colspan="2">別表第1第2章の2の(5)</td> </tr> <tr> <td>令和5年6月まで 14,850円</td> <td>令和5年6月まで 12,450円</td> <td>一般基準</td> <td>特別基準</td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>令和5年7月から 15,220円</td> <td>令和5年7月から 12,760円</td> <td>70,520円</td> <td>105,800円</td> </tr> </table>	障害者	〇	別表第1第2章の2の(3)	別表第1第2章の2の(4)	別表第1第2章の2の(5)		令和5年6月まで 14,850円	令和5年6月まで 12,450円	一般基準	特別基準	〇	令和5年7月から 15,220円	令和5年7月から 12,760円	70,520円	105,800円	2023/4/1 から適用
障害者	〇	別表第1第2章の2の(3)			別表第1第2章の2の(4)	別表第1第2章の2の(5)																												
		令和4年6月まで 14,880円		令和4年6月まで 12,470円	一般基準	特別基準																												
	〇	令和4年7月から 14,850円	令和4年7月から 12,450円	70,360円	105,500円																													
障害者	〇	別表第1第2章の2の(3)	別表第1第2章の2の(4)	別表第1第2章の2の(5)																														
		令和5年6月まで 14,850円	令和5年6月まで 12,450円	一般基準	特別基準																													
	〇	令和5年7月から 15,220円	令和5年7月から 12,760円	70,520円	105,800円																													
159、 167、 175、 183、 191、 199頁	「加算」の表 (放射線障害 者の欄) 中	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">放射線障害者</td> <td>〇</td> <td>別表第1第2章の5の(1)</td> <td>〇</td> <td>別表第1第2章の5の(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43,760円</td> <td></td> <td>21,880円</td> </tr> </table>	放射線障害者	〇	別表第1第2章の5の(1)	〇	別表第1第2章の5の(2)		43,760円		21,880円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">放射線障害者</td> <td>〇</td> <td>別表第1第2章の5の(1)</td> <td>〇</td> <td>別表第1第2章の5の(2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>44,620円</td> <td></td> <td>22,310円</td> </tr> </table>	放射線障害者	〇	別表第1第2章の5の(1)	〇	別表第1第2章の5の(2)		44,620円		22,310円	2023/4/1 から適用												
放射線障害者	〇	別表第1第2章の5の(1)		〇	別表第1第2章の5の(2)																													
		43,760円		21,880円																														
放射線障害者	〇	別表第1第2章の5の(1)	〇	別表第1第2章の5の(2)																														
		44,620円		22,310円																														
160、 168、 176、 184、 192、 200頁	「一時扶助 費」の表	(略)	(「別添1」のとおり)	2023/4/1 から適用																														
161、 169、 177、 185、 193、 201頁	「住宅扶助」 の表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">住宅扶助</td> <td rowspan="2">一般基準</td> <td>住宅維持費</td> <td>雪おろし費用</td> </tr> <tr> <td>124,000円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>186,000円以内 図 第7の4の(2)のイ</td> <td>124,000円以内 図 第7の4の(2)のエ</td> <td></td> </tr> </table>	住宅扶助	一般基準	住宅維持費	雪おろし費用	124,000円以内		〇	186,000円以内 図 第7の4の(2)のイ	124,000円以内 図 第7の4の(2)のエ		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">住宅扶助</td> <td rowspan="2">一般基準</td> <td>住宅維持費</td> <td>雪おろし費用</td> </tr> <tr> <td>128,000円以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇</td> <td>19,200円以内 図 第7の4の(2)のイ</td> <td>128,000円以内 図 第7の4の(2)のエ</td> <td></td> </tr> </table>	住宅扶助	一般基準	住宅維持費	雪おろし費用	128,000円以内		〇	19,200円以内 図 第7の4の(2)のイ	128,000円以内 図 第7の4の(2)のエ		2023/4/1 から適用										
住宅扶助	一般基準	住宅維持費			雪おろし費用																													
		124,000円以内																																
	〇	186,000円以内 図 第7の4の(2)のイ	124,000円以内 図 第7の4の(2)のエ																															
住宅扶助	一般基準	住宅維持費	雪おろし費用																															
		128,000円以内																																
	〇	19,200円以内 図 第7の4の(2)のイ	128,000円以内 図 第7の4の(2)のエ																															

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																						
161、169、177、185、193、201頁	「出産扶助」の表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">出産扶助</td> <td>一般基準</td> <td>出産に要する費用 309,000円以内</td> <td>施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費</td> </tr> <tr> <td>特別基準</td> <td>出産予定日の急変等 355,000円</td> <td>双生児 出産に要する費用 618,000円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出産予定日の急変等 710,000円以内</td> </tr> </table>	出産扶助	一般基準	出産に要する費用 309,000円以内	施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費	特別基準	出産予定日の急変等 355,000円	双生児 出産に要する費用 618,000円以内				出産予定日の急変等 710,000円以内	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">出産扶助</td> <td>一般基準</td> <td>出産に要する費用 311,000円以内</td> <td>施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費</td> </tr> <tr> <td>特別基準</td> <td>出産予定日の急変等 361,000円</td> <td>双生児 出産に要する費用 622,000円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>出産予定日の急変等 722,000円以内</td> </tr> </table>	出産扶助	一般基準	出産に要する費用 311,000円以内	施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費	特別基準	出産予定日の急変等 361,000円	双生児 出産に要する費用 622,000円以内				出産予定日の急変等 722,000円以内	2023/4/1から適用
出産扶助	一般基準	出産に要する費用 309,000円以内		施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費																						
	特別基準	出産予定日の急変等 355,000円	双生児 出産に要する費用 618,000円以内																							
			出産予定日の急変等 710,000円以内																							
出産扶助	一般基準	出産に要する費用 311,000円以内	施設分娩(加算) 8日以内の入院料の実費																							
	特別基準	出産予定日の急変等 361,000円	双生児 出産に要する費用 622,000円以内																							
			出産予定日の急変等 722,000円以内																							
162、170、178、186、194、202頁	「生業扶助」の表	(略)	(「別添2」のとおり)	2023/4/1から適用																						
163、171、179、187、195、203頁	「その他の勤労控除」の表	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">その他の勤労控除</td> <td>新規就労</td> <td>6箇月間</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20歳未満</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>不安定就労</td> <td>1人</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	その他の勤労控除	新規就労	6箇月間	11,600円	20歳未満		11,600円	不安定就労	1人	15,000円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">その他の勤労控除</td> <td>新規就労</td> <td>6箇月間</td> <td>11,900円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20歳未満</td> <td>11,600円</td> </tr> <tr> <td>不安定就労</td> <td>1人</td> <td>15,000円</td> </tr> </table>	その他の勤労控除	新規就労	6箇月間	11,900円	20歳未満		11,600円	不安定就労	1人	15,000円	2023/4/1から適用		
その他の勤労控除	新規就労	6箇月間		11,600円																						
	20歳未満			11,600円																						
	不安定就労	1人	15,000円																							
その他の勤労控除	新規就労	6箇月間	11,900円																							
	20歳未満		11,600円																							
	不安定就労	1人	15,000円																							

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
293頁	告示別表第1 第2章-2の (3)	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設，老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については，別に <u>14,880</u> 円〔 <u>14,850</u> 円—令和 <u>4</u> 年7月1日から適用〕を算定するものとする。	(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する障害児入所施設，老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条に規定する施設に入所している者を除く。）については，別に <u>14,850</u> 円〔 <u>15,220</u> 円—令和 <u>5</u> 年7月1日から適用〕を算定するものとする。	2023/7/1 から適用
293頁	告示別表第1 第2章-2の (4)	(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを，その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては，別に <u>12,470</u> 円〔 <u>12,450</u> 円—令和 <u>4</u> 年7月1日から適用〕を算定するものとする。この場合においては，(5)の規定は適用しないものとする。	(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを，その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては，別に <u>12,450</u> 円〔 <u>12,760</u> 円—令和 <u>5</u> 年7月1日から適用〕を算定するものとする。この場合においては，(5)の規定は適用しないものとする。	2023/7/1 から適用
293頁	告示別表第1 第2章-2の (5)	(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては，別に <u>70,360</u> 円の範囲内において必要な額を算定するものとする。	(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては，別に <u>70,520</u> 円の範囲内において必要な額を算定するものとする。	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考												
300頁	局長通知 第7-2-(2)のエの (オ)	(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、 105,560 円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、 105,800 円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。	2023/4/1 から適用												
303頁	告示別表第1 第2章-5	告 別表第1第2章-5放射線障害者加算 放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 43,760 円、(2)に該当する者にあつては月額 21,880 円とする。 (1)・(2) (略)	告 別表第1第2章-5放射線障害者加算 放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 44,620 円、(2)に該当する者にあつては月額 22,310 円とする。 (1)・(2) (略)	2023/4/1 から適用												
313頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (ア)の表	<table border="1" data-bbox="562 1145 1184 1294"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき13,900円以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき20,300円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	再生によることができる場合	1組につき 13,900 円以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき 20,300 円以内	<table border="1" data-bbox="1216 1145 1839 1294"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生によることができる場合</td> <td>1組につき14,200円以内</td> </tr> <tr> <td>新規に購入を必要とする場合</td> <td>1組につき20,800円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	再生によることができる場合	1組につき 14,200 円以内	新規に購入を必要とする場合	1組につき 20,800 円以内	2023/4/1 から適用
区 分	金 額															
再生によることができる場合	1組につき 13,900 円以内															
新規に購入を必要とする場合	1組につき 20,300 円以内															
区 分	金 額															
再生によることができる場合	1組につき 14,200 円以内															
新規に購入を必要とする場合	1組につき 20,800 円以内															

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																																		
313頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (イ)	(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合 1人当たり 14,300 円以内	(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合 1人当たり 14,600 円以内	2023/4/1 から適用																																		
314頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (ウ)の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>夏季 〔 4月から 9月まで 〕</th> <th>冬季 〔 10月から 3月まで 〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 人 まで</td> <td>20,300円以内</td> <td>36,400円以内</td> </tr> <tr> <td>4 人 まで</td> <td>38,700円以内</td> <td>61,700円以内</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>49,700円以内</td> <td>78,500円以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人増すごとに加算する額</td> <td>7,200円以内</td> <td>10,800円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金 額		夏季 〔 4月から 9月まで 〕	冬季 〔 10月から 3月まで 〕	2 人 まで	20,300 円以内	36,400 円以内	4 人 まで	38,700 円以内	61,700 円以内	5 人	49,700 円以内	78,500 円以内	6人以上1人増すごとに加算する額	7,200 円以内	10,800 円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯人員別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>夏季 〔 4月から 9月まで 〕</th> <th>冬季 〔 10月から 3月まで 〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 人 まで</td> <td>20,600円以内</td> <td>37,000円以内</td> </tr> <tr> <td>4 人 まで</td> <td>39,300円以内</td> <td>62,700円以内</td> </tr> <tr> <td>5 人</td> <td>50,500円以内</td> <td>79,700円以内</td> </tr> <tr> <td>6人以上1人増すごとに加算する額</td> <td>7,300円以内</td> <td>10,900円以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員別	金 額		夏季 〔 4月から 9月まで 〕	冬季 〔 10月から 3月まで 〕	2 人 まで	20,600 円以内	37,000 円以内	4 人 まで	39,300 円以内	62,700 円以内	5 人	50,500 円以内	79,700 円以内	6人以上1人増すごとに加算する額	7,300 円以内	10,900 円以内	2023/4/1 から適用
世帯人員別	金 額																																					
	夏季 〔 4月から 9月まで 〕	冬季 〔 10月から 3月まで 〕																																				
2 人 まで	20,300 円以内	36,400 円以内																																				
4 人 まで	38,700 円以内	61,700 円以内																																				
5 人	49,700 円以内	78,500 円以内																																				
6人以上1人増すごとに加算する額	7,200 円以内	10,800 円以内																																				
世帯人員別	金 額																																					
	夏季 〔 4月から 9月まで 〕	冬季 〔 10月から 3月まで 〕																																				
2 人 まで	20,600 円以内	37,000 円以内																																				
4 人 まで	39,300 円以内	62,700 円以内																																				
5 人	50,500 円以内	79,700 円以内																																				
6人以上1人増すごとに加算する額	7,300 円以内	10,900 円以内																																				
314頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (エ)	(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 52,700 円以内	(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合 53,500 円以内	2023/4/1 から適用																																		

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
314頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (オ)	(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,400円以内	(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合 4,500円以内	2023/4/1 から適用
314頁	局長通知 第7-2の (5)のアの (カ)	(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 21,200円以内	(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合 月額 21,700円以内	2023/4/1 から適用
315・ 316頁	局長通知 第7-2の (6)のア	ア 炊事用具，食器等の家具什器 被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し，次官通知第7に定めるところによって判断した結果，炊事用具，食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは，30,600円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 なお，真にやむを得ない事情により，この額により難いと認められるときは，48,800円の範囲内において，特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ)（略）	ア 炊事用具，食器等の家具什器 被保護世帯が次の(ア)から(オ)までのいずれかの場合に該当し，次官通知第7に定めるところによって判断した結果，炊事用具，食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは，32,300円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 なお，真にやむを得ない事情により，この額により難いと認められるときは，51,500円の範囲内において，特別基準の設定があったものとして家具什器（イ及びウを除く。）を支給して差し支えないこと。 (ア)～(オ)（略）	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
316頁	局長通知 第7-2の (6)のイ	<p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、23,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が23,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、58,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>イ 暖房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当した場合であって、それ以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、24,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>なお、被保護世帯が居住する地域の気候条件や住宅設備の状況等により、FF式又は煙突式等の暖房器具を購入する必要がある場合など、暖房器具の購入に要する費用が24,000円をこえることが、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、暖房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
316頁	局長通知 第7-2の (6)のウ	<p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、58,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>ウ 冷房器具</p> <p>被保護世帯がアの(ア)から(オ)までのいずれかに該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと実施機関が認めたときは、冷房器具の購入に要する費用について、62,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	2023/4/1 から適用
330頁	局長通知 第7-2の (10)のク	<p>ク 除雪費</p> <p>豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに32,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p>	<p>ク 除雪費</p> <p>豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに33,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。</p>	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																		
335頁	告示別表第3の1の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 級地別</th> <th>家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)</th> <th>補修費等住宅維持 費の額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地及び2級地</td> <td>13,000円以内</td> <td>124,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 級地別	家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)	1 級地及び2級地	13,000円以内	124,000円以内	3 級 地	8,000円以内		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 級地別</th> <th>家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)</th> <th>補修費等住宅維持 費の額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地及び2級地</td> <td>13,000円以内</td> <td>128,000円以内</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>8,000円以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分 級地別	家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)	1 級地及び2級地	13,000円以内	128,000円以内	3 級 地	8,000円以内		2023/4/1 より適用
区分 級地別	家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)																				
1 級地及び2級地	13,000円以内	124,000円以内																				
3 級 地	8,000円以内																					
区分 級地別	家賃, 間代, 地代 等の額 (月額)	補修費等住宅維持 費の額 (年額)																				
1 級地及び2級地	13,000円以内	128,000円以内																				
3 級 地	8,000円以内																					
345頁	告示別表第6の1の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産に要する費用</td> <td>309,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 額	出産に要する費用	309,000円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産に要する費用</td> <td>311,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	基 準 額	出産に要する費用	311,000円以内	2023/4/1 より適用										
区 分	基 準 額																					
出産に要する費用	309,000円以内																					
区 分	基 準 額																					
出産に要する費用	311,000円以内																					
346頁	局長通知第7の7	<p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により, 出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは, 保護の基準別表第6の1について, 355,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は, 保護の基準別表第6の1について, 基準額 ((1)の要件を満たす場合は, 355,000円) の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>7 出産費</p> <p>(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により, 出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは, 保護の基準別表第6の1について, 361,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(2) 双生児出産の場合は, 保護の基準別表第6の1について, 基準額 ((1)の要件を満たす場合は, 361,000円) の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p> <p>(3) (略)</p>	2023/4/1 から適用																		

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考																												
348頁	告示別表第7の1の表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生 業 費</td> <td>47,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技能修得費</td> <td>技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）</td> <td>84,000円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就 職 支 度 費</td> <td>32,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		基準額	生 業 費		47,000円以内	技能修得費	技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）	84,000 円以内	(略)	(略)	就 職 支 度 費		32,000 円以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生 業 費</td> <td>47,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技能修得費</td> <td>技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）</td> <td>87,000円以内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">就 職 支 度 費</td> <td>33,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		基準額	生 業 費		47,000円以内	技能修得費	技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）	87,000 円以内	(略)	(略)	就 職 支 度 費		33,000 円以内	2023/4/1より適用
区 分		基準額																														
生 業 費		47,000円以内																														
技能修得費	技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）	84,000 円以内																														
	(略)	(略)																														
就 職 支 度 費		32,000 円以内																														
区 分		基準額																														
生 業 費		47,000円以内																														
技能修得費	技能修得費（高等学校等 就学費を除く。）	87,000 円以内																														
	(略)	(略)																														
就 職 支 度 費		33,000 円以内																														
350頁	局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)	<p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝），教科書・教材費，当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし，同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。</p> <p>なお，技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは，142,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>(ウ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝），教科書・教材費，当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし，同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。</p> <p>なお，技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは，146,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	2023/4/1から適用																												

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
350・351頁	局長通知 第7の8の (2)のアの (エ)	<p>(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、 (平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額226,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	<p>(エ) 上記(ア)に定めるところにかかわらず、 (平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差し支えないこと。</p> <p>なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額233,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。</p>	2023/4/1から適用
379頁	課長通知 問(第8の58-2)の答の 2の(2)	<p>(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。))及び入学料等に限る。)</p>	<p>(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費(事前に必要な受験料(交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。))及び入学料や前期授業料等に限る。)</p>	2023/4/1から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
379・380頁	課長通知 問（第8の58 －3）	<p>〔大学等修学支援法に基づく授業料等減免〕 問（第8の58の3） 大学等の<u>入学金</u>にあてるための費用としてアルバイト収入を収入認定除外されていた者が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免を受けることにより、<u>入学金</u>の納付が不要となった場合、収入認定除外している額については、どのように取り扱うべきか。</p> <p>答 当初収入として認定しないものとして承認した目的以外であっても、本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内であれば、収入として認定しないこととして差し支えない。</p> <p>また、大学等の<u>入学金</u>にあてるための費用として保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、当初保有を容認していた目的以外であっても、生活保護の趣旨目的に反しないものであれば、引き続き保有を容認して差し支えない。</p> <p>なお、同法に基づく授業料等減免を受けられるものの、入学前に授業料等の納付が必要であり、後日、授業料等に相当する金額が還付される場合がある。この場合、授業料等の納付のた</p>	<p>〔大学等修学支援法に基づく授業料等減免〕 問（第8の58の3） 大学等の<u>入学金等</u>にあてるための費用としてアルバイト収入を収入認定除外されていた者が、大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免を受けることにより、<u>入学金等</u>の納付が不要となった場合、収入認定除外している額については、どのように取り扱うべきか。</p> <p>答 当初収入として認定しないものとして承認した目的以外であっても、本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内であれば、収入として認定しないこととして差し支えない。</p> <p>また、大学等の<u>入学金等</u>にあてるための費用として保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、当初保有を容認していた目的以外であっても、生活保護の趣旨目的に反しないものであれば、引き続き保有を容認して差し支えない。</p> <p>なお、同法に基づく授業料等減免を受けられるものの、入学前に授業料等の納付が必要であり、後日、授業料等に相当する金額が還付される場合がある。この場合、授業料等の納付のた</p>	2023/4/1 から適用

め、他からの貸付を受けた場合であれば、還付金は貸付の返還にあてられるものとなるので、保護の実施機関への費用返還を求める必要はない。入学金の納付のため、保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、結果として入学金の納付が不要であることをもって一律に預貯金等の額に相当する額の費用返還を求めるのではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を生活保護の趣旨目的に反しないものにあてる場合（すでに費消した場合も含む。）は、返還を求めないものとして差し支えない。入学金の納付のため、アルバイト収入から収入認定除外されている場合についても、一律に収入として認定しない額に相当する額の費用返還を求めるものではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内の用途にあてる場合（すでに費消した場合も含む。）は、返還を求めないものとして差し支えない。

め、他からの貸付を受けた場合であれば、還付金は貸付の返還にあてられるものとなるので、保護の実施機関への費用返還を求める必要はない。入学金等の納付のため、保護費のやり繰りにより預貯金等をしている場合については、結果として入学金等の納付が不要であることをもって一律に預貯金等の額に相当する額の費用返還を求めるのではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金等の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を生活保護の趣旨目的に反しないものにあてる場合（すでに費消した場合も含む。）は、返還を求めないものとして差し支えない。入学金等の納付のため、アルバイト収入から収入認定除外されている場合についても、一律に収入として認定しない額に相当する額の費用返還を求めるものではなく、同法に基づく授業料等減免を受けたことにより大学等の判断に基づき入学金等の納付が不要となるケースとの公平性の観点から、還付金を本通知第8の問58の2の2の目的の範囲内の用途にあてる場合（すでに費消した場合も含む。）は、返還を求めないものとして差し支えない。

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
381頁	次官通知 第8-3の (3)のサ	サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は <u>子供の日</u> の行事の一環として支給される金銭	サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は <u>こどもの日</u> の行事の一環として支給される金銭	2023/4/1 から適用
381頁	次官通知 第8-3の (3)のソ	ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち <u>37,220</u> 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当，健康管理手当，保健手当及び葬祭料	ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち <u>38,160</u> 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当，健康管理手当，保健手当及び葬祭料	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
381・382頁	次官通知第8-3の(3)のチ	<p>チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額</p> <p>(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）</p> <p>障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">34,960円〔34,900円－令和4年6月1日から適用〕</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">17,480円〔17,450円－令和4年6月1日から適用〕</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">10,510円〔10,490円－令和4年6月1日から適用〕</p> <p>(イ) 遺族補償費</p> <p style="padding-left: 40px;">34,960円〔34,900円－令和4年6月1日から適用〕</p>	<p>チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額</p> <p>(ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）</p> <p>障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">34,900円〔35,780円－令和5年6月1日から適用〕</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">17,450円〔17,890円－令和5年6月1日から適用〕</p> <p>障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合</p> <p style="padding-left: 40px;">10,490円〔10,760円－令和5年6月1日から適用〕</p> <p>(イ) 遺族補償費</p> <p style="padding-left: 40px;">34,900円〔35,780円－令和5年6月1日から適用〕</p>	2023/6/1から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
398頁	次官通知 第8-3-(4)	<p>次第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費 新規に就労したため特別の経費を必要とする者 については、別に定めるところにより、月額 11,600円をその者の収入から控除すること。</p>	<p>次第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費 新規に就労したため特別の経費を必要とする者 については、別に定めるところにより、月額 11,900円をその者の収入から控除すること。</p>	2023/4/1 から適用

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
436・ 437頁	局長通知 第12の1の(2) のア	<p>ア 家庭訪問</p> <p>世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p> <p><u>また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p><u>この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。なお、被</u></p>	<p>ア 家庭訪問<u>に係る基本的な取扱い</u></p> <p>世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p>	2022/7/26 から適用

保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。

(ア)・(イ) (略)

イ 関係機関との連携等を活用した場合の取扱い
次の(ア)から(ウ)のいずれかに掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる事項の実施を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

(ア) 個別支援プログラムの活用

被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有により必要な状況確認ができる場合には、その報告や情報共有

(イ) 法定事業の活用

被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有において当該事業を実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる

場合には、その報告や情報共有

(ウ) 支援関係者が参集する会議体の活用

当該被保護者を支援対象者として、個別支援計画を作成等する際に関係者が集まった会議体に担当現業員が参加する場合には、その場における該当世帯の生活実態に係る情報共有

また、(ア)から(ウ)のいずれかに掲げる場合にあつて、さらに次の a 又は b のいずれかの要件を満たす高齢者世帯については、(ア)から(ウ)に掲げる事項の実施を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

なお、被保護者から相談の求めがあつた場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。

a 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。

b 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。

該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
437頁	課長通知 第12-3の次 に追加	(新規)	<p><u>〔支援関係者が参集する会議体〕</u></p> <p><u>問 (第12の4) 局長通知第12の1の(2)のイの(ウ)にいう「支援関係者が参集する会議体」とは、具体的にどのようなものが想定されるか。</u></p> <p><u>答 重層的支援体制整備事業における重層的支援会議、ケアマネジャーが参画するサービス担当者会議、成年後見制度を含めた権利擁護支援に関する具体的な支援方策等を検討・協議する場(ケース会議や受任調整会議等)など、それぞれの制度における個別支援を行うための計画・プランを作成するための会議等が想定される。これらの会議体を含め、それぞれの地域における社会資源を踏まえて、個人情報の取扱いに留意しつつ、関係機関と緊密に連携いただきたい。</u></p> <p><u>ウ 「関係機関との連携等を活用した場合の取扱い」の留意事項等について</u></p> <p><u>上記イの取扱いにあたっては、次の点に留意されたい。</u></p> <p><u>(ア) 関係機関との連携等を活用した場合の取</u></p>	2022/7/26 から適用

扱いについては、福祉事務所以外の他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましく、現業員が専門性を活かして向き合うべき本来の現業員の業務に充てられる時間を確保しやすくなることによって、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的に現業員の業務負担軽減にもつながることが期待されるものであること。

(イ) 家庭訪問とみなすことができるのは、情報共有等により必要な状況確認ができる場合に限られる。福祉事務所において、状況確認が十分にできないと判断される場合には、家庭訪問とみなすことはできないこと。

(ウ) 情報共有等により必要な状況が確認できていたとしても、福祉事務所において、対面による助言・指導等のために訪問が必要と判断した場合においては、適切に訪問を行うこと。

(エ) 上記イの要件を満たす場合に一律機械的に家庭訪問とみなすべきものではなく、地域の実情等を踏まえつつ、各福祉事務所におい

			<p><u>て必要十分な訪問調査を実施すること。</u></p> <p><u>(オ) 関係機関との連携にあたっては、個人情報保護法等の趣旨に鑑み、被保護者の個人情報の取扱いに留意が必要であること。</u></p> <p><u>〔状況確認が十分にできないと判断される場合〕</u></p> <p><u>問 (第12の5) 局長通知第12の1の(2)のウの(イ)にいう「状況確認が十分にできないと判断される場合」とは、具体的にどのような場合が想定されるか。</u></p> <p><u>答 情報共有等により「状況確認が十分にできないと判断される場合」については、例えば、就労支援事業に参加しているひとり親世帯について、就労支援事業の関係機関等との情報共有によって把握できる事業参加者の状況だけではなく、世帯の子の養育や資産活用の状況等に関する状況確認が求められる場合などが想定される。</u></p>	
該当頁	該当箇所	改正前	改正後	備考
437・438頁	局長通知 第12の1の(2) のイ	<u>イ</u> 入院入所者訪問 (ア)・(イ) (略)	<u>エ</u> 入院入所者訪問の <u>取扱い</u> (ア)・(イ) (略)	2022/7/26 から適用

別添 1

一時扶助費									
被服費	布団類	再生1組につき		14,200円以内	家具什器類	暖房器具・冷房器具以外	32,300円以内		
		新規1組につき		20,800円以内		真にやむを得ない場合	51,500円以内		
	災害により失った布団類等	2人世帯 まで	夏季 (4月～9月)		20,600円以内	移送費	暖房器具	24,000円以内	
			冬季 (10月～3月)		37,000円以内		真にやむを得ない場合	62,000円以内	
		4人世帯 まで	夏季		39,300円以内		冷房器具（真にやむを得ない場合）	62,000円以内	
			冬季		62,700円以内			必要最小限度の額	
		5人世帯	夏季		50,500円以内		入学準備金	小学校等	64,300円以内
			冬季		79,700円以内			中学校等	81,000円以内
	6人世帯以上1人を増すごとに	夏季		7,300円以内	転校した場合の制服等	上限の範囲内で必要な額			
		冬季		10,900円以内		就労活動促進費	月額5,000円		
	平常着			14,600円以内	配電設備費、水道、井戸、下水道設備費、液化石油ガス設備費	128,000円以内			
	小学校第4学年進級時の学童服			14,600円以内		家財保管料（1年間を限度）	月額14,000円		
	出産準備被服費			53,500円以内	家財処分料	必要最小限度の額			
	入院の際の寝巻等			4,500円以内	妊婦定期検診料、不動産鑑定費用等	必要な額			
	紙おむつ等			月額21,700円以内	除雪費	33,000円以内			

		技能修得費							就職 支度費	
		高等学校等就学費								
生業費	技能修得費(高等学校等就学費を除く)	基本額 (月額)	教材代	授業料(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第8条に掲げるものに在学する場合(同法第8条第1項の高等学校等就学支援金が支給されるときに限る)を除く)	入学料	入学査料(1枚につき)	通学のための交通費	学習支援費(年間上限額)		
生業扶助	一般基準	47,000円以上 87,000円以内	5,300円	正規の授業で使用する教材の購入又は利用に必要な額	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額	30,000円以内	通学に必要な最小限度の額	84,600円以内	33,000円以内
	特別基準	78,000円以内 146,000円以内 同第7の8の(2)のアの(エ)で1年間のうち複数回の場合 年額233,000円以内 同第7の8の(2)のアの(オ)で技能習得手当等を受けている場合 技能習得手当等の額 同第7の8の(2)のアの(カ)で更生訓練費等が支給されている場合 更生訓練費等の額 同第7の8の(2)のアの(ウ)による限度額を超えて費用を必要とする場合 380,000円以内	学級費等 2,330円以内	災害その他による再購入 学用品 教材 実費 2万5000円以内	高等専門学校 第4学年・第5学年 年額 396,000円以内	入学準備費用 87,900円以内	学習支援費(年間上限額) 年間上限額に1.3を乗じて得た額以内	初任給支給前の通勤費 実費		